

改定後	改定前
<p>マイ・ペイすリボ会員特約</p> <p>第1条（総則）</p> <p>株式会社しんきんカード（以下「当社」という）に対し、本特約およびしんきんカード個人会員規約（以下「個人会員規約」という）またはしんきんビジネスカードF会員規約（以下「ビジネスF会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</p>	<p>マイ・ペイすリボ会員特約</p> <p>第1条（総則）</p> <p>株式会社しんきんカード（以下「当社」という）に対し、本特約およびしんきんカード個人会員規約（以下「個人会員規約」という）またはしんきんカード法人「f」会員規約（以下「法人「f」会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</p>
<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、個人会員規約第29条またはビジネスF会員規約第32条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が10日または8日の場合には前月15日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。</p> <p>なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、個人会員規約第31条またはビジネスF会員規約第34条にかかわらず、指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。た</p>	<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、個人会員規約第29条または法人「f」会員規約第32条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が10日または8日の場合には前月15日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。</p> <p>なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、個人会員規約第31条または法人「f」会員規約第34条にかかわらず、指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。た</p>

<p>だし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします) に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすりぽ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすりぽ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p> <p>(略)</p>	<p>だし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします) に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすりぽ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすりぽ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p> <p>(略)</p>
<p>第3条 (カード利用代金等の決済方法)</p> <p>本カードの支払方法は、個人会員規約第16条または<u>ビジネスF</u>会員規約第10条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。</p>	<p>第3条 (カード利用代金等の決済方法)</p> <p>本カードの支払方法は、個人会員規約第16条または<u>法人「f」</u>会員規約第10条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。</p>
<p>第6条 (会員規約の適用)</p> <p>本特約に定めのない事項については個人会員規約または<u>ビジネスF</u>会員規約を適用するものとします。</p>	<p>第6条 (会員規約の適用)</p> <p>本特約に定めのない事項については個人会員規約または<u>法人「f」</u>会員規約を適用するものとします。</p>